

知 識 探 訪

多民族社会の横顔を読む 協力：日本マレーシア学会 (JAMS)

マレーシアでのシンガポール映画上映の意味

舛谷 鋭 (立教大学観光学部教授)

シンガポール映画「To Singapore with Love」が今年 9 月以降、ジョホールバル、ペナンなどで上映されている。ポスターにはアラブ首長国連邦(UAE)・ドバイや韓国・釜山の映画祭での評価を示す印と、シンガポールで上映禁止になった印が並ぶ。

国外追放され、海外生活を送る元マラヤ共産党員らが祖国シンガポールへの思いを語るドキュメンタリーだが、建国 50 周年の節目、反共の道を取った与党指導者の選択を脅かすテーマは過敏に反応され、上映不可となった。タン・ピンピン監督は再審議を申し立てた。シンガポールはマレーシアと違い元党員の帰国を許しているものの、リー首相は「正史と対立する」と発言し、条件付きで認める意見を退け、レイティングは変わらなかった。その後、同映画は英国、ドイツ、エジプト、トルコなどで上映され、国内でも「冷戦後の共産主義はもはや脅威でない」「騒いだせいで注目された」「若者に歴史を知らせるよい機会」など冷静な意見もあった。

シンガポールが規則と罰則満載の“Fine country”なのは公文書館オンライン(NAS)のポスターコレクションを見ればわかるが、奇妙なゆるキャラの宝庫でもあったことを今さらながら発見した。それはさておき、新聞についてはマレーシアより先に、すべてシンガポール・プレス・ホールディングス(SPH)傘下で規制下にある。

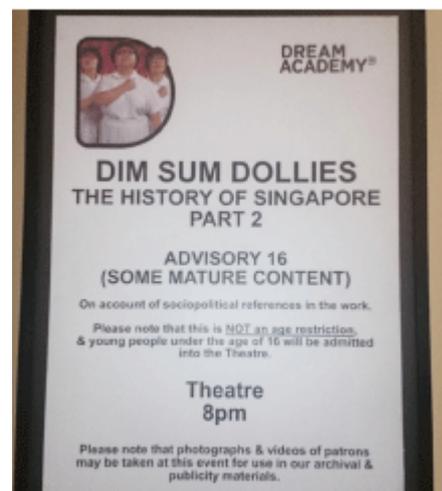
シンガポールを代表する劇作家である故クオ・パオクンは 1980 年まで 4 年 7 カ月拘留され、左翼系モダニスト作家の英培安も 78 年に数か月拘留されている。「1 月に 1 度、牢屋から出され、また連れ戻された」という証言は生々しい。いずれも裁判なしに拘禁可能な国内治安法による。日本で戦後も数か月は効力のあった治安維持法同様で、英植民地時代に制定されたマレーシアの国内治安法(ISA)と同根だ。

マレーシアの治安立法は国内治安法と扇動法(SA)のほか、国家機密法(OSA)、印刷機・出版物法(PPPA)も関連する。国内治安法と扇動法は、安全保障や民族関係などを取り締まる法律だ。国家機密法は日本の国家機密保護法同様で、印刷物を対象とする。印刷機・出版物法は情報そのもののほか、伝達の課程も含んだ広い適用範囲を持つ。

87 年の大量逮捕は国内治安法発動だったが、この法律は 2012 年に廃止され特別措置法(SOSMA)に置

き換わっている。扇動法も廃止され、国民和合法(NHA)に置き換わる予定だったが、ナジブ首相自ら前言を撤回し、継続の目算が強くなっている。国内分裂のほか、東南アジアからイスラム国(IS)への参戦を、マレーシアとして法規制するためもあるようだ。

「映画は同じ形態のメディアで反論が難しく、影響も大きい」と、リー首相は語ったが、今はパオクンの全集が刊行され、英の拘留の一因だった 70 年代のエッセー集も草根書室などで買うことができる。これはマレーシアも同様で、書籍、特にマレー語、英語以外の出版物には、あからさまに民族、宗教、言語等のセンシティブイシューに触れた作品が散見される。



2014 年末に 16 歳以下入場制限を設けて公開となったミュージカル喜劇「シンガポールの歴史 2」(筆者撮影)

国境なき記者団による報道の自由度ランキングで、マレーシアは 120 位前後、治安法・煽動法維持のシンガポールは 130 位前後で下回る。今年末にもミュージカル喜劇「シンガポールの歴史 2」が 16 歳以下入場禁止となった。宗教、社会不安を与えた事件を示唆する

のが理由と言うが、最後に観客と小旗を振って「シンガポール万歳」を叫ぶ喜劇もこうした扱いを受けるとは、細かい気配りに驚くばかりだ。

< 筆者紹介 >

1964 年東京生まれ。早稲田大学助手を経て、現在、立教大学観光学部教授。マラヤ大学東アジア学科講師、南洋工科大学中国研究学科客員教授を歴任。専門はマレーシア華人文学(馬華文学)。文学研究を通じ、東南アジア華人社会に広い人脈を持つ。